

蒲郡市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が請負契約によって施行する工事の適正化を確保するため、その検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査の範囲)

第2条 この要綱にいう検査の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 土木工事については、1件の契約金額が500万円を超える工事及び1件の契約金額が500万円以下の工事で、検査担当課長が必要と認めて抽出した工事（以下「抽出工事」という。）とする。
- (2) 建築工事については、1件の契約金額が800万円を超える工事及び1件の契約金額が800万円以下の抽出工事とする。

(検査員)

第3条 この要綱において「検査員」とは、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第1条に規定する検査担当課の職員で、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号。以下「契約規則」という。）第36条第1項に規定する市長から検査を命ぜられた職員をいう。

2 市長は、検査員を任命するときは、工事検査員任命書（第1号様式）により行うものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次に定めるとおりとする。

- 完了検査
- (1) 工事が完了したとき。
 - (2) 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

- 出来形検査
- (1) 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
 - (2) 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
 - (3) 工事の施工を中止しようとするとき。
 - (4) 契約を解除しようとするとき。

中間検査 実施を必要と認めたとき。

随時検査 工事の途中において随時必要と認めたとき。

(工事の通知)

第5条 工事担当課長は、工事に着手したときは、速やかに契約書、設計書、仕様

書、図面、工程表その他の関係書類（以下「契約書等」という。）を添えて、検査担当課長に通知しなければならない。また、契約の内容を変更したときも同様とする。

- 2 工事担当課長は、工事が完了したときは、当該工事の契約書等を添えて、検査担当課長に通知しなければならない。
- 3 工事担当課長は、工期の延長又は短縮をしたときは、工期延長・短縮契約通知書（第2号様式）により検査担当課長に通知しなければならない。

（検査方法）

第6条 検査員は、監督員が完了通知を受理した日から14日以内に契約書等及び別に定める工事検査基準に基づき厳正、かつ、公正に検査しなければならない。

- 2 検査員は、検査のため必要があると認めたときは、検査の目的物の一部を破壊し、また堀削して検査することができる。
- 3 検査員は、地中、水中等外部に表れない工事で、その適否の確認が困難なものについては、当該工事の監督員から工事の施工状況等を聞くとともに写真、記録その他の事実を証する資料に基づいて検査しなければならない。
- 4 検査員は、必要があると認めるときは、工事材料の品質または性能について検査をするものとする。この場合において、試験機関の検定結果または製造者の試験記録のあるときは、これをもって検査に代えることができる。

（検査の依頼）

第7条 工事担当課長は、検査を受けようとするときは、当該工事の契約書等を添え、検査希望日前7日までに検査依頼書（第3号様式）により検査担当課長に依頼しなければならない。

（検査の通知）

第8条 検査担当課長は、前条の通知を受けたときは、速やかに検査日時等を定め、工事担当課長に通知しなければならない。

（検査の立会い）

第9条 検査の実施は、監督員及び受注者又は現場代理人、監理技術者若しくは主任技術者が立ち会わなければならない。ただし、抽出工事で検査担当課長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（検査結果通知）

第10条 検査担当課長は、検査を実施したときは、検査の結果を検査結果通知書

(第4号様式)により工事担当課長に通知しなければならない。また、工事担当課長は、当該工事の検査の結果を検査結果通知書(第5号様式)により受注者に通知しなければならない。

- 2 検査担当課長は、中間検査の結果、改善を要すると認めるときは、工事担当課長に意見を述べることができる。

(手直し工事)

第11条 検査担当課長は、検査の結果、給付の内容が契約書等に適合しないときは、受注者に対し、その事由を明示するとともに工事手直し通知書(第6号様式)を工事担当課長に送付しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、受注者に対し、手直しの指示をし、手直し完了確認をしたときは、工事手直し完了通知書(第7号様式)により速やかに検査担当課長に通知しなければならない。

- 3 検査担当課長は、前項の通知を受けたときは、再検査を行わなければならない。ただし、不適合箇所が僅少、かつ、軽易なものについては、工事手直し完了通知をもって、再検査を省略することができる。

(工事の成績評定)

第12条 検査員は、完了検査を行ったときは、別に定める工事成績評定要領に基づき、工事の施工成績を評定しなければならない。ただし、蒲郡市小規模工事施行要綱(昭和48年4月1日施行)の規定に基づき発注する工事については、この限りでない。

- 2 検査担当課長は、前項の評定結果を工事担当課長に通知しなければならない。
- 3 工事担当課長は、項目別の評定結果を受注者に通知しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 蒲郡市工事検査要綱(昭和52年5月18日決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に施工中の工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市工事検査要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

工 事 検 査 員 任 命 書

課

職 名 _____

氏 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

上記の者を本年度工事の検査員に命ずる。

年 月 日

蒲郡市長

第2号様式（第5条関係）

工期延長・短縮契約通知書

第 号
年 月 日

(宛先) 検査担当課長

工事担当課長

下記工事については、工期を延長・短縮したので、蒲郡市工事検査要綱第5条により通知します。

記

契 約 番 号				監 督 員		
工 事 名						
工 事 場 所 路 線 等 の 名 称						
受 注 者						
工 期	契 約	変 更 前 契 約	年 月 日	変 更 後 契 約	年 月 日	
	着 手		年 月 日		年 月 日	
	完 了		年 月 日		年 月 日	
備 考						
備 考						
備 考						
備 考						

第3号様式（第7条関係）

（宛先）検査担当課長

検 査 依 頼 書

次の検査を依頼します。

契 約 番 号			
検 査 回 次			
検査希望日時		検査区分	
工 事 名			
工 事 場 所 路 線 等 名 称			
工 期			
完了出来形日			
請 負 金 額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）		
受 注 者			
監督員職氏名			
管 理 番 号			
備 考			

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）工事担当課長

検査担当課長

検査結果通知書

次のとおり検査の結果を通知します。

		検査区分	完了・出来形・中間
契約番号		検査回次	
工事名			
工事場所 路線等名称			
完了年月日			
検査年月日			
検査結果		評点	
備考			

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

印

検 査 結 果 通 知 書

次のとおり検査の結果を通知します。

		検査区分	完了・出来形・中間
契 約 番 号		検査回次	
工 事 名			
工 事 場 所 路 線 等 名 称			
完 了 年 月 日			
検 査 年 月 日			
検 査 結 果		評 点	
備 考			

第7号様式（第11条関係）

工事手直し完了通知書

第 号
年 月 日

（宛先）検査担当課長

工事担当課長

年 月 日付け 第 号で通知のあった工事手直しについては、確実に履行されたことを確認したので通知します。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所 路 線 等 の 名 称	
受 注 者	
検 査 年 月 日	
検 査 員	
監 督 員	
手直し完了期限	
手直し完了日	
手直し完了確認日	
手 直 し 事 項	